

事 務 連 絡

平成28年1月26日

各市町村

高齢者保健福祉担当者 様

上川総合振興局保健環境部社会福祉課
主査（保険運営）

社会福祉法人が介護予防・生活支援サービスを実施する場合の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業を導入するに当たり、社会福祉法人が通所型サービス等の介護予防・生活支援サービスを実施する場合が想定されますが、複数の市町村から、介護予防・生活支援サービスが、社会福祉法における「第2種社会福祉事業」に該当するかどうか照会があり、別紙のとおり法令上の取扱いをお示ししますので、事務の参考としてくださるようお願いいたします。

担 当：川田

電 話：0166)46-5984

社会福祉法人が介護予防・生活支援サービスを実施する場合の取扱いについて

【質問1】社会福祉法人が、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス（通所型サービス＝第1号通所事業）を実施する場合、社会福祉事業となるか。訪問型サービスを実施する場合はどうか。

【質問2】この場合、社会福祉法人の定款を変更する必要があるか。

【回答1】

- ① まず、「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業」等は、「第2種社会福祉事業」として、社会福祉事業に該当します（社会福祉法第2条第3項）。
- ② ここで、「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業」については、介護保険法の規定による通所介護等の事業のほか、「介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業であって厚生労働省令で定めるもの」を含みます（老人福祉法第5条の2第3項）。
- ③ ②の「厚生労働省令で定めるもの」は、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」（老人福祉法施行規則第1条の3の2）と規定されているので、市町村が、旧介護予防通所介護に係る基準と同じ基準で「指定事業者」により実施するサービスは、②の「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業」に該当し、①の社会福祉事業になります。
- ④ 訪問型サービスの場合も同様に、旧介護予防訪問介護に係る基準と同じ基準で「指定事業者」により実施するサービスは、「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業」に該当し、社会福祉事業になります。なお、これらをまとめると、次のとおりです。

総合事業			老人福祉法	社会福祉法
サービス	実施方法	基準		
第1号訪問事業	指定	旧介護予防訪問介護の基準	老人居宅介護等事業	社会福祉事業
		市町村独自の基準	—	—
	指定以外		—	—
第1号通所事業	指定	旧介護予防通所介護の基準	老人デイサービス事業	社会福祉事業
		市町村独自の基準	—	—
	指定以外		—	—

【回答2】

- ① 現在、定款の記載が「老人居宅介護等事業」や「老人デイサービス事業」という、老人福祉法の名称で規定している場合は、第1号訪問事業や第1号通所事業を含んだ表現であるため、変更の必要はないと考えます。
- ② 現在、定款の記載が「介護予防訪問介護事業」や「介護予防通所介護事業」という、介護保険法の予防給付の名称で規定している場合は、第1号訪問事業や第1号通所事業を含まない表現であるため、一般的には変更の必要があると考えます。
- ③ ただし、②の場合であっても、第1号訪問事業や第1号通所事業の「みなし指定」を受けている事業所にあつては、平成30年3月31日までの間は、定款の変更の必要はない、と厚生労働省に確認済みです。
- ④ なお、定款変更について所管官庁の許認可が必要な場合は、必ず所管官庁へその変更をご相談ください。

【社会福祉法】(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

三 社会福祉事業の種類

十 公益事業を行う場合には、その種類

十一 収益事業を行う場合には、その種類

【老人福祉法】(抜粋)

(定義)

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

【老人福祉法施行規則】

(法第五条の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業)

第一条の三の二 法第五条の二第三項及び第二十条の二の二並びに令第二条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、**介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業**とする。

【介護保険法】

(地域支援事業)

第十五条の四十五 市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、**次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)**を行うものとする。

- 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)
- イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)
- ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「**第一号通所事業**」という。)

【介護保険法施行規則】

(法第十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準)

第四百十条の六十三の六 法第十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、**市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するもの**とする。

- 一 **第一号事業(第一号生活支援事業を除く。)**に係る基準として、次に掲げるいずれかに**該当する基準**
 - イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた**指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは**旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準**又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準
 - ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する**基準該当介護予防サービス**(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る**基準**又は指定介護予防支援等基準に規定する**基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準**